

取引会員の単独発電機または各リストパターンの取引停止のお知らせ

2024年4月25日
電力需給調整力取引所

本取引所は、需給調整市場の取引規程 第 41 条にもとづき、下記の単独発電機または各リストパターンにつきまして、本市場における取引停止処分といたしましたのでお知らせいたします。

記

処分対象管理 No.	8
取引停止年月日	2024年4月30日
アセスメント不適合発生月	2024年2月
分類	単独発電機
事象	三次調整力②において、1 リソースで1 暦月内にアセスメントⅡの要件不適合が3回発生
処分内容	当該リソースの三次調整力②の新規取引停止
処分理由	アセスメントⅡにおいて、三次調整力②における当該リソースの1 暦月内の不適合回数が3回以上であったため。

以 上